

イコロの森・ノーザンホースパーク・道の駅ウトナイ湖 / とまこまい×LOPPISバスツアー

主催/イコロの森・LOPPIS実行委員会

苫小牧の森の中のガーデン「イコロの森」で毎年開催される「イコロの森プラントフェア×LOPPIS(ロップス)サマーマーケット」。ショップ、クラフト作家、ペーカリー、飲食店や植物販売業者が80店以上集うマーケット、ヨガやクラフト制作などのワークショップも多数開催します。イコロの森でのLOPPISをメインにノーザンホースパーク、道の駅ウトナイ湖では花と緑と湖、苫小牧の大自然をのんびりお楽しみ下さい。



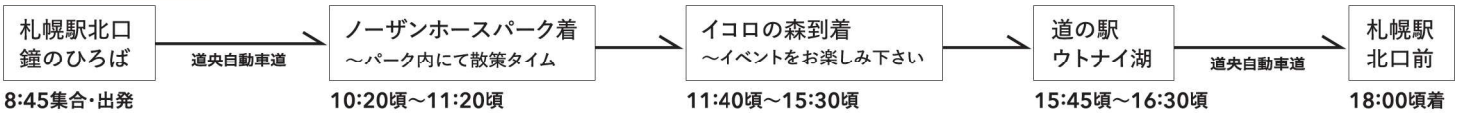
出発日 平成29年 6月3日(土)

ご旅行代金 大人お一人様 **3,980円**
(消費税込)

●定員45名様 ●最少催行人員20名様 ●往復貸切バス利用 ●添乗員同行

予定スケジュール

ツアー特典 LOPPIS入場料無料、イコロの森より花の苗プレゼント、ウトナイ湖道の駅よりプレゼント



お申し込み 申込先はこちらのURLか、お電話にてお願いします。
<https://cloud.conference-er.com/event/c1129963771> ■当チラシが、確定書面(最終行程表)となりますので、予めご了承下さい。

※お申し込み前に必ずお読み下さい。お申し込みのご案内(国内募集型企画旅行条件書面)

この旅行は、株式会社ブルーーツリズム北海道(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する企画旅行でこの旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。また、契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終行程表)および当社旅行契約募集型企画旅行の部によります。

1.旅行のお申込み方法
(1)所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ次に定めるお申込金を添えてお申込みいただきます。尚、お申込金は「旅行代金」取消料「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。

| 旅行代金 | 3万円未満 | 6万円未満 | 10万円未満 | 10万円以上 |
|------------|--------------------|---------------------|---------|--------|
| お申込金(お1人様) | 6,000円以上 旅行代金まで | 12,000円以上 旅行代金まで | 20,000円 | 代金の20% |

※残金は出発日より起算して14日前までに同一窓口へお支払い下さい。
(2)参加されるお客様のうち旅行開始日に満12歳以上の方は大人料金、満3歳以上12歳未満の方は子供料金となります。
(3)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(4)旅行契約は当社の承諾と上記の申込金のお支払いと申込書の提出をもって成立となります。

2.旅行代金に含まれるもの
(1)パンフレットに明示した航空・船舶・列車・バス等の交通機関(自由行動中、集合場所までの交通費、解散後の費用を除く)の運賃、入園・拝観・見学料等の観光料金および宿泊・食事・その他旅程による団体行動中(自由行動中を除く)の料金。
(2)前項の消費税
なお、(1)・(2)はお客様の都合により、一部利用されなくとも払い戻しは致しません。

3.追加代金について
追加代金とは、eホテルグレードアップ追加料金、延泊による宿泊料金、c.航空機、列車、船舶の等級の変更による差額運賃・料金等をいいます。
4.取消料
(1)お申し込み後、お客様の都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対してお一人様につき次に定める取消料をいただきます。
なお、コースや日程変更の場合は21日前までは無料、それ以降は下記の取消料をいただきます。

| 取消料金 (出発日を含まず) | 20日前~8日前 | 7日前~2日前 | 前日 | 当日 | 無連絡不参加 及び旅行開始後 |
|-------------------|----------|---------|-----|-----|-------------------|
| 取消料率 | 20% | 30% | 40% | 50% | 100% |

(2)お申し込みいただきましたお客様が当旅行条件書の10に該当するときは、旅行開始前に取消料を支払うことなく主催旅行契約を解除することができます。
(3)取消料の対象となる旅行条件とは3の追加を含めた合計金額です。
(4)当社の責任とならないローンの取扱以上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

(5)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、(3)の料率で違約料をいただきます。

5.旅行行程の中止(出発保証日を除く)
(1)最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめるときがあります。この場合は旅行開始日の前日から起算して14日前(日帰り旅行については4日前)までご連絡を、当社にお預りしている旅行費用は全額お返しします。
(2)参加人員が25名に満たないときは中型バス又は、マイクロバス・ジャンボタクシーで運行する場合もあります。

6.旅行日程・旅行代金の変更
(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。又、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
(2)著しい経済情勢の変更により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃料金の改訂があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

7.当社の責任
当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。(お荷物に関係する賠償限度額は一人15万円)ただし、次のような場合は原則として責任を負いません。
天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故、もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

8.お客様の責任
当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が被害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けま

9.当社による旅行契約の解除
次の場合は契約を解除することがあります。
a.旅行代金を期日までに支払っていないとき。
b.申込条件の不適合。
c.病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

10.お客様による旅行契約の解除
下記の場合は取消料はいただきません。
(1)旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われたとき。
a.旅行開始日又は、終了日の変更。
b.観光地、観光施設、その他の目的地の変更。
c.運送機関の種類又は運送会社の変更。
d.運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。
e.宿泊施設の変更。
f.宿泊施設の客室の種類、設備、景観の変更。
(2)旅行代金が増額された場合。
(3)当社が確定日程表を次に定める期日までに交付しない場合。
(4)当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

11.確定日程表
確定した主な運送機関名及び宿泊旅館、ホテル名が記載された確定日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申し込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。
なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。**12.特別補償**
当社はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命・身体、又は手荷目に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により一定の補償金及び見舞金を支払います。
ただし、旅行者の脳疾患、疫病、心身喪失や酔酔、核爆発、地震、噴火、津波の事故及びハングライダー等、これらに類する危険な運動による場合はこの適用をいたしません。携帯品も現金、貴重品、重要書類、撮影済のフィルムなど摘要外となります。

13.旅程保証
旅行日程に10(1)に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(主催旅行契約)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。
ただし旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。
また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金は支払いません。
変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは3の追加代金を含めた合計額です。

14.お客様の交替
お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の者に譲渡することができます。ただし、この場合当社の所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

15.欠航
天候等で出発が欠航し、旅行催行が不可能の場合には、旅費の全額を(お申し込みの窓口)で返金します。お滞りの欠航には延泊の必要がある場合には宿泊費、食事代等はお客様負担となります。

16.通信契約による旅行条件
当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社のカード会員より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下通信契約)を条件に旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合には「通信契約により旅行契約を締結するとき使用する当社旅行業約款主催旅行契約の部」によります。

17.旅行条件・旅行代金の基準
当旅行条件は、2017年4月1日現在を基準としております。また、旅行代金は2017年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃、適用規則を基準として算出しています。
この条件書に定めていない事項は当社旅行業約款によります。旅行業約款につきましては係員におたずねください。

旅行企画・実施 お問合せ・お申し込みは
北海道知事登録旅行業 第2-644号
株式会社ブルーーツリズム北海道
TEL 011-252-2333
FAX (011) 211-4884

全国旅行業協会会員
営業時間：平日9:30~18:00 土・日・祝日休み
〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目1-13南2条ビル7階
総合(国内旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関して不明な点があれば、ご遠慮なく責任者へお尋ね下さい。)
<http://www.quality-t.com/> 総合旅行業務取扱管理者 浦口 宏之